

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公開番号】特開2013-34660(P2013-34660A)

【公開日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-009

【出願番号】特願2011-173066(P2011-173066)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/055 (2006.01)

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/05 3 8 0

A 6 1 B 6/03 3 6 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月30日(2014.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を含む情報を読み込む情報入力部と、前記画像に対して画像処理を実行する画像処理部と、前記画像処理部により処理された画像を出力し表示する画像表示部を備える医用画像処理装置であって、

読み込んだ前記画像の各画素値と該各画素値に対応する度数を基に該画像全体のヒストグラム作成する手段と、

前記ヒストグラムにおいて第1ヒストグラム領域と前記第1ヒストグラム領域の各画素が有する画素値より低い画素値を有する第2ヒストグラム領域とに分割する際の基準値となる閾値を決定する手段と、

決定した前記閾値を用いて、前記画像の各画素に対して前記第1ヒストグラム領域における重みと、前記第2ヒストグラム領域における重みとを、それぞれ決定する手段と、

決定した前記重みを前記第1ヒストグラム領域における前記画素の各画素値に付加して、前記画像のコントラスト強調を実行する手段とを備えることを特徴とする医用画像処理装置。

【請求項2】

前記閾値を決定する手段は、前記第2ヒストグラム領域における重みを“1”とし、当該領域に対しては前記各画素にコントラスト強調を加えないことを特徴とする請求項1に記載の医用画像処理装置。

【請求項3】

前記第1ヒストグラム領域における重みは、前記閾値における画素値に対して決定されるコントラスト強調度を基に調整されることを特徴とする請求項1に記載の医用画像処理装置。

【請求項4】

前記コントラスト強調度は、前記入力部から操作者により入力された情報を基に決定されることを特徴とする請求項3に記載の医用画像処理装置。

【請求項5】

前記コントラスト強調度は、前記画像処理部に予め設定された情報を基に決定されるこ

とを特徴とする請求項 3 に記載の医用画像処理装置。

【請求項 6】

前記閾値を決定する手段は、前記第 1 ヒストグラム領域における最大値をとる画素値に対して、前記第 1 ヒストグラム領域における重みを“1”とし、当該最大値を有する画素値が保存されることを特徴とする請求項 1 に記載の医用画像処理装置。

【請求項 7】

画像を含む情報を読み込む情報入力部と、前記画像に対して画像処理を実行する画像処理部と、前記画像処理部により処理された画像を出力し表示する画像表示部を備える医用画像処理装置を用いた医用画像処理方法であって、

読み込んだ前記画像において第 1 ヒストグラム領域と前記第 1 ヒストグラム領域の各画素が有する画素値より低い画素値を有する第 2 ヒストグラム領域とに分割する際の基準値となる閾値を決定するステップと、

読み込んだ前記画像の各画素値と該各画素値に対応する度数を基に該画像全体のヒストグラム作成するステップと、

決定した前記閾値を用いて、前記画像の各画素に対して前記第 1 ヒストグラム領域における重みと、前記第 2 ヒストグラム領域における重みとを、それぞれ決定するステップと、

決定した前記重みを前記第 1 ヒストグラム領域における前記画素の各画素値に付加して、前記画像のコントラスト強調を実行するステップとを備えることを特徴とする医用画像処理方法。